

令和2年4月1日

各小中学校長様

益田市教育委員会
(教育総務課)

小中学校の施設利用再開について (お願い)

学校施設利用については、3月23日付益学室第488号により、体育館等の学校施設利用は4月1日より再開する旨通知しております。

益田市内においては、感染の発生はないところではありますが、市対策本部では、現在の取組みを3月中は継続するよう市民のみなさんにもお願いをしているところです。

また。児童生徒の利用についても、「感染防止対策を十分に行う」ことや「対外試合等不特定多数の人が接触する恐れが高いことを避ける」など制限を設けております。

このようなことから、当面、貸し出しを希望される団体にも同様の制限を設け、施設利用を認めることとしますので通知します。

なお、今後の感染の状況や市対策本部での決定事項によっては変更となる場合もありますので申し添えます。

記

・貸し出し対象

地区のスポ少・サークル団体など、普段から学校と連絡が取れやすい団体に限る

・施設利用にあたっての条件

- ①健康状態不良者を絶対に参加させないこと
- ②集団感染の3要件「換気が悪い」「近距離での会話・発声」「人が密集する」が同時に重ならないように対策を行う
- ③「不特定多数の人が接触することを避ける」観点から、スポ少・サークル団体に所属している人のみでの活動とする(対外試合等は行わない)
- ④利用団体等においては、感染が発生した場合、利用者が特定できるように施設利用時の利用者(参加者)を名簿提出できるように準備しておく

※利用団体あて依頼文書を添付していますので、利用申請時にお渡しく下さい。